

としまりハビリ通所サービス (通所型サービスA) について

豊島区高齢者福祉課 総合事業グループ

としまりハビリ通所サービスの内容・特長

- 区民ニーズに対応した区独自サービスの提供
- 機能訓練に特化したサービス、より効果的な運動機能の改善
- 運動機能の改善を通じて、いち早くサロンや地域資源などに結び付ける
- 送迎サービスあり
- 入浴・食事サービスなし
- サービス提供時間90分以上

機能訓練に特化する背景

①

デイサービスに通いたい理由

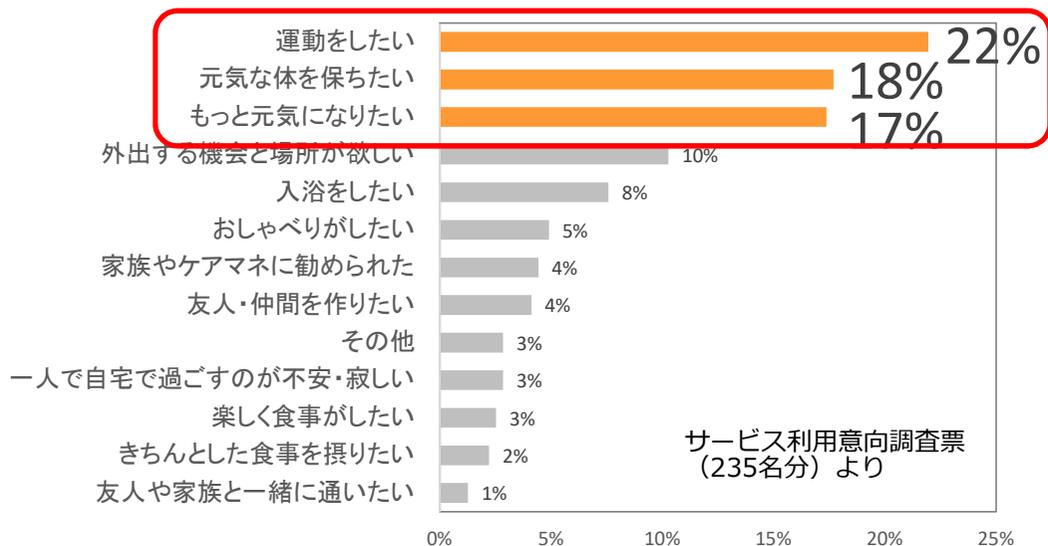
「運動したい」「元気な体を保ちたい」「元気になりたい」約6割

②

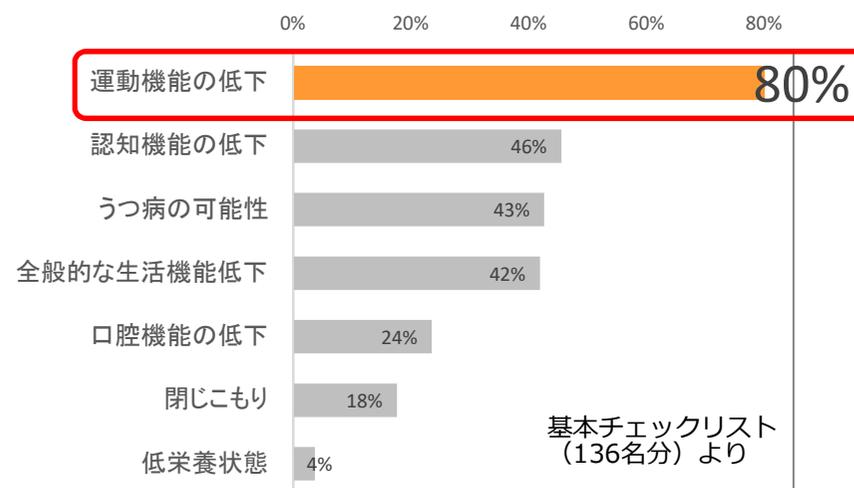
事業対象者のうち

「運動機能の低下」に該当 約8割

デイサービスに通いたい理由



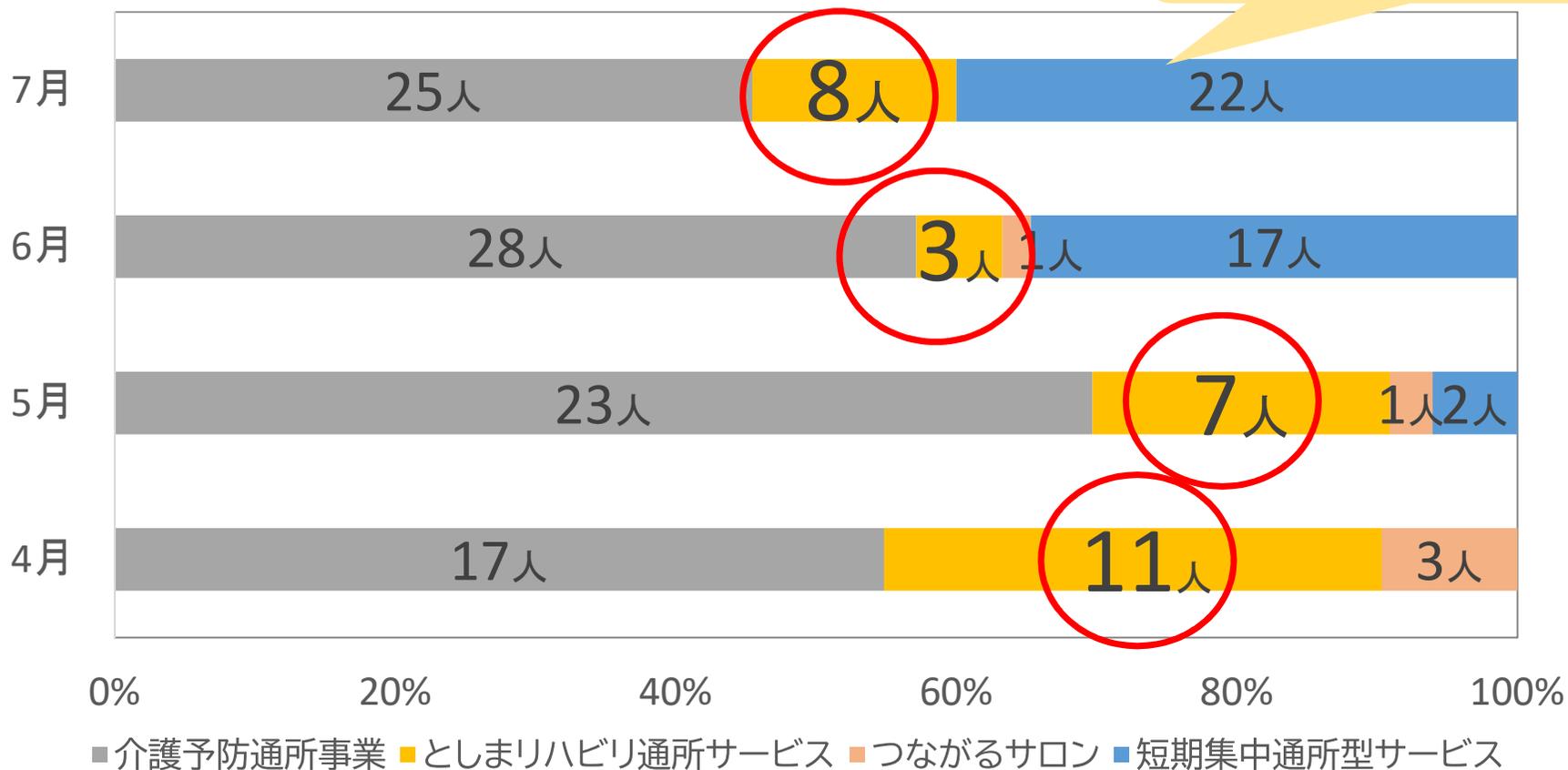
基本チェックリストでの生活機能低下項目該当割合



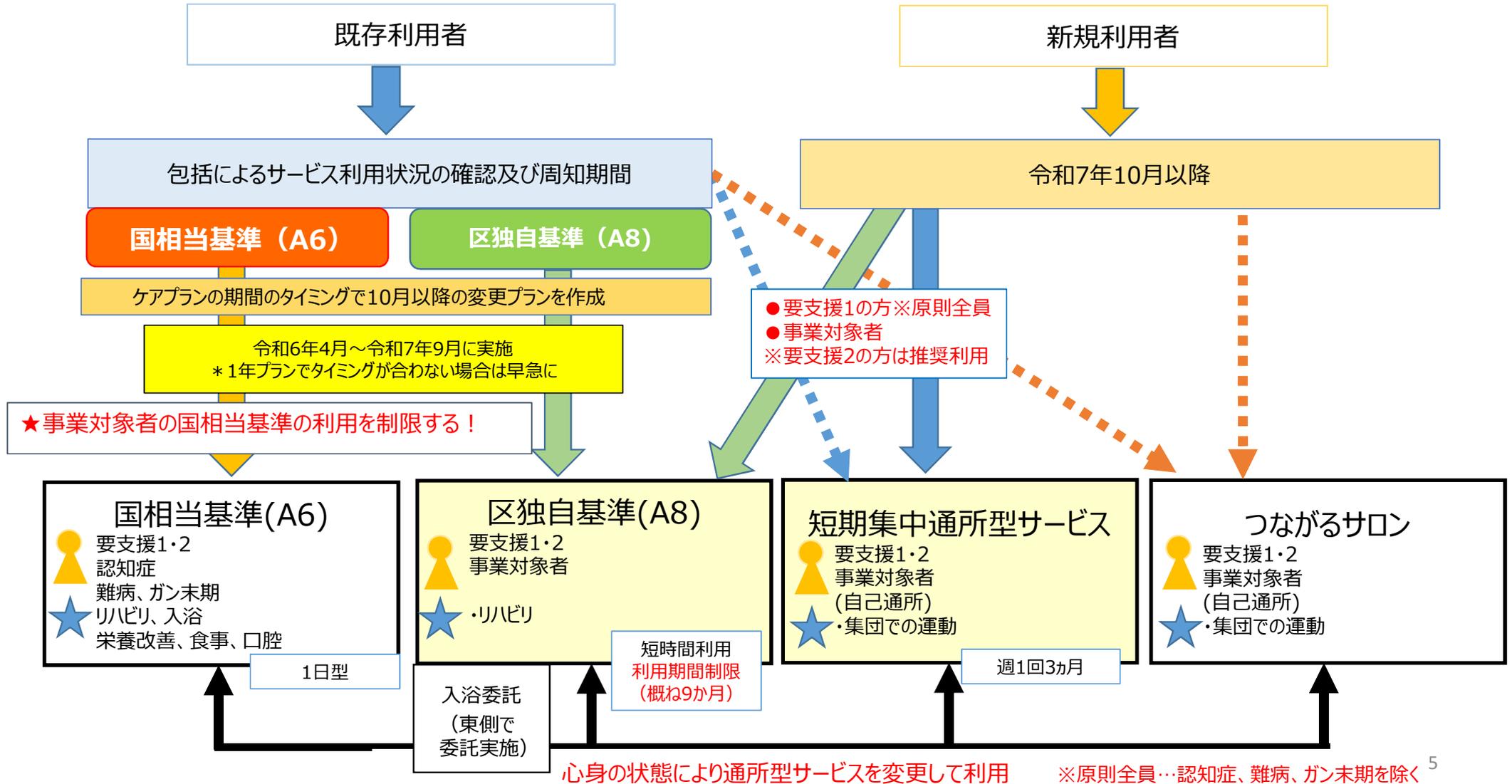
サービスの需要

としまリハビリ通所サービスを希望する利用者の数

約6人に1人が
としまリハビリ通所サービスの
利用を希望



令和7年10月以降 通所型サービスの利用のながれ



令和6年度4月報酬改定後の基本報酬

対 象	(新 設)令和6年4月から	(新)令和6年4月から
要支援1・事業対象者 1月につき週1回程度	通所型区独自サービス(1割負担) 1月あたり 2,180単位 (1,200円)	通所型区独自サービス(1割負担) 1回あたり 436単位 (300円)
要支援2・事業対象者 1月につき週2回程度	通所型区独自サービス(1割負担) 1月あたり 4,023単位 (2,400円)	通所型区独自サービス(1割負担) 1回あたり 447単位 (300円)

※地域単価は10.9円

・月額包括報酬での算定が可能

(月の途中で開始、終了する場合は1回あたりの報酬で算定)

・利用上限額を引き上げ

<参考>

令和5年度 通所型サービス利用上限額
 要支援1・事業対象者：1,920単位
 要支援2・事業対象者：3,555単位⁶

区独自の加算相当費(支援金)

名 称	内容・条件	金額
自立化加算相当費(Ⅰ)	<p>①区独自基準(A8)・リハビリサービスの利用により運動機能の改善がみられ、当該サービスを終了し、その他のサービスを利用していない場合</p> <p>②区独自基準(A8)・リハビリサービスの利用により運動機能の改善がみられ、当該サービスを終了し、つながるサロン又は短期集中通所型サービスへ通所する場合</p>	1人あたり 20,000円
自立化加算相当費(Ⅱ)	としまリハビリ通所サービスを終了し、サービス終了時に実施する「自立化加算相当費(Ⅱ)判定基準表※」により、基準値を下回る状態と判定された場合	1人あたり 10,000円
副都心加算相当費	<p>1月あたり 50,000円</p> <p>※週当たりの定員の合計が10名に満たない場合は、定員×5,000円とする</p>	週当たりの定員の合計が 10名以上の場合 50,000円

通所型サービスの連携

*詳細は「いつまでもイキイキ生活」



としまリハビリ通所サービス(A8)



リハビリ特化型デイサービス
早期な機能改善 (6ヶ月程度)
地域資源などへ結びつけ

自らの力を
取戻す
リハビリ

短期集中通所型サービス



3ヶ月間の短期間でリハビリ専門職による
個別面談や集団での運動
地域資源などへ結びつけ

暮らしと
健康の
自己管理

介護予防通所事業(A6)



デイサービス
入浴介助・栄養改善・口腔機能向上など選択的

穏やかな
暮らしの
維持

つながるサロン



地域住民が主体の介護予防活動
地域における支え合い

もっと
暮らしを
活発に

元気の輪
介護サービス
×
地域資源

利用者の負担額(1割負担の場合)

対 象	通所型サービスA としまりハビリ通所サービ(A8)	介護予防通所事業(A6)
事業対象者・要支援1	1月あたり 1,200円 (1回あたり 300円)	1回あたり 476円
事業対象者・要支援2	1月あたり 2,400円 (1回あたり 300円)	1回あたり 488円
機能訓練向上加算 (338単位)	1月あたり 300円	
運動器機能向上加算 (225単位)		廃止

人員基準

職 種	基 準			
	専従	常勤	必要数	詳細
管理者	○	×	専従 1以上	原則として専らサービスに従事必要 ただし、同一敷地内の他事業所の職務に従事可能
生活相談員	配置不要			
介護職員	○	×	15人以下 専従1以上	単位ごとに、提供時間を通じて、専らサービスの提供にあたる従事者が常に1以上確保されるために必要と認められる数
			16人以上 利用者一人につき 専従0.1以上	
看護職員	×	×	1以上	単位ごとに、サービスの提供にあたる従事者が1以上確保されるために必要と認められる数
機能訓練指導員	×	×	常時 1以上	単位ごとに、提供時間を通じて、サービスの提供にあたる従事者が常に1以上確保されるために必要と認められる数

※専従× = 専従である必要がない = 他職種と兼務可能

豊島区の通所型サービスの連携

